資料4-2

平成31年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省31(Ⅳ-2-1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	こと (施策目標 基本目標 を推進する	大目標2:非正規雇用労働者(有期労働者、短時間労働者、派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待	担当 部局名	雇用環境・均等局、人材開発統括官	作成責任者名	雇用環境·均等局有期·短時間労働課長 松永 久 人材開発統括官 企業内人材開発支援室長 金尾 文敬						
施策の概要	・短所 (平期の 有の を 有の を 有事の を 有事 を で は に 有の の の の の の の の の の の の の の の の の の		けられ、多様な働き、や援助を行うほか、領入支援及び助成金ップ計画」の認定を発えまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	方を自由に選択できるようにするため 短時間労働者及び有期雇用労働者の 会の活用等により、短時間労働者及び 受けた事業主に対して、当該キャリア	、短時間労働者につ)雇用管理の改善等 有期雇用労働者と፤ アップ計画に基づき	ついて、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に関する法律(平成5年法律第76号。以下「パートタイム・E社員との均等・均衡待遇や正社員への転換の実現のた、有期契約労働者等のキャリアアップ(正社員化、処遇改						
		月労働者(有期契約労働者)) めのある労働契約を締結する労働者 	豆田七条切したがこ	これがかかず、北江坦豆田で風ノギ	-/ 不太亲北 工 担 兴 係	(3.2) + 14.20/ (2017年) 左左士 2 - 北工坦東田の労働者						
	1	非正規雇用については、増加傾向にある。非正規雇用の全てが問題というわけではないが、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者(不本意非正規労働者)も14.3%(2017年)存在する。非正規雇用のは、正規雇用の は、正規雇用と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題がある。										
施策実現のための背景・課題	2	少子高齢化が進み、労働力人口が減少していく中、非正規雇用労働者は2,036万人(2017年)と雇用者総数の約4割を占める状況にあるが、雇用が不安定であったり、待遇がその働き・貢献に見合ったものになっていない場合である。 このため、非正規雇用労働者と正社員との不合理な待遇差を解消し、働き・貢献に見合った公正な待遇を確保することが課題となっている。 また、正規雇用と非正規雇用の「働き方の二極化」を解消し、ワーク・ライフ・バランスの観点や働く方の希望に応じた柔軟な働き方を実現するため、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備といった課題がある。										
	3	3 職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上について、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必 めることとされている。有期契約労働者等については、正規雇用と比べ能力開発の機会が少ないといった課題がある。										
		達成目標/課題との対応関係		:	達成目標の設定理に	曲						
	目標1			少子高齢化の進行による生産年齢人口の減少が見込まれる中、日本経済の好循環の動きを更に進めていくためには、雇用情勢が着実し しているタイミングをとらえ、非正規雇用労働者の希望や意欲・能力に応じた正社員転換・待遇改善を強力に推し進めていくことが重要であ								
	(課題1)	非正規雇用労働者の待遇の改善及び不本意非正規雇用労働者の正社員転換を図ること	め。 また、不本意非正規 につながると考えられ		が、労働者が希望す	が、労働者が希望する働き方を実現することで、働く方の意欲向上や生産性向上						
各課題に対応した達成目標	目標2	│ 」パートタイム労働法に基づき、事業主への相談・支援や行政指導等を実施することにより、短時間労働者 ┃の正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員転換を実現する。	ります。 力者 多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備するため、短時間労働者の均等・均衡待遇の確保と正社員への転換を推進する必要があるため。									
	(課題2)	VALIACYOT の内内内VIEM、AIARTIACAM 7 Oo										
	目標3				職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上については、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国 は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされているが、有期契約労働者等につい ては、正規雇用と比べ、能力開発の機会が少ないことから、事業主その他の関係者による有期契約労働者等の職業能力開発を推進するため。							

達成目標	票1につ	いて
		-

	測定指標(アウトカム、アウトプット)			目標値					度ごとの目 度ごとの実			測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
※数	字に〇を付した指標は主要な指標	基準値 基準年度		口保胆	目標年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	別た相保の選定理由及び日保値(小学・日保年度)の設定の依拠			
1	不本意非正規雇用労働者の割合(アウトカム)	18%	平成26年 平均	10%以下	平成	32年	14.3%	12.8%	_	10%以下	_	不本意非正規雇用労働者については、足下では減少傾向にあるものの依然として一定数存在しており、それを減少させることは喫緊に取り べき重要な課題のため、測定指標に選定した。 なお、同指標は「正社員転換・待遇改善実現プラン」(平成28年1月28日厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部策定)における主要指 ある。 (参考)平成27年平均実績16.9%、平成28年平均実績15.6%			
2	キャリアアップ助成金における有期契約労働者等から正規雇用労働者等(※)に転換した労働者の数 正規雇用労働者及び多様な正社員を指す (アウトカム)	67,210人	平成28年 度	検討中	平成3	31年度	74,000人	112,000人	検討中	_	-	キャリアアップ助成金の正社員化コースについては、事業主が就業規則等に規定した制度に基づき、有期契約労働者等を正規雇用労働を 換等することを支援する制度であるため、正規雇用労働者等へ転換した労働者の数を目標値とした。 (参考)平成27年度実績36,637人、平成28年度実績67,210人			
3	キャリアアップ計画の認定数 (アウトプット)	46,597件	平成28年 度	検討中	平成3	31年度	46,597件	50,936件 集計中	検討中	_	-	キャリアアップ助成金の目的は、非正規雇用労働者について企業内におけるキャリアアップを促進することであるため、「キャリアアップ計画書 (事業所における3~5年の取組計画)」を適切に作成し、認定された件数を目標値とした。 (参考)平成27年度実績:41.055件、平成28年度実績46,597件			
	達成手段1	補正後予算 29年度	「額(執行額) 30年度	31年度 当初 予算額	関連する 指標番号				既要、施策目標達成への寄与の内容等 平成31年行政事業レビュー事業番号						
(1)	「多様で安心できる働き方」の普及・拡 大事業(旧:「多元的で安心できる働き 方」の普及・拡大事業) (平成24年度)	0.9億円 (0.4億円)		0.7億円	1	② 多様な ③ 「多様な	正社員及び よ人材活用で	ド非正規雇用 で輝く企業応	月労働者の』 接サイト」に	E社員転換 非正規雇用	· 処遇改善の 引労働者の正	し、職務、勤務地、勤務時間等を限定した多様な正社員に対する社会的気運の醸成を図る。 D取組について、ヒアリング調査を実施し、好事例集として取りまとめる。 E社員転換・処遇改善の取組事例や「多様な正社員」に関する情報を掲載する。 P成功事例等を活用し、企業向けセミナーを実施する。			
(2)	非正規雇用の労働者のキャリアアップ 事業の実施 (平成25年度)	659.9億円 (777.5億 円)		1074.6億 円	1,2,3		キャリアアッ	プ助成金を	支給するとと	ともに、都道		働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業 B及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主に			
(3)	中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進事業(旧:非正規雇用労働者の待遇改善支援事業) (平成29年度)	6.9億円 (4.5億円)		76.3億円		時間労働の 金制度等の)是正、②同)見直し方な]一労働同一	・賃金の実現 、窓口相談・	見、③生産性 や企業の取	向上による? 組事例や労	きに取組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長 賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃 働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施や各地域の商工会議所・商工会・中央会・ 」な相談支援を行う。			
(4)	同一労働同一賃金の実現に向けた導 入促進事業 (平成30年度)	-		-		賃金制度も	含めた待遇		等を円滑に	行う必要が		者・派遣労働者)の不合理な待遇差の是正を目指す同一労働同一賃金の実現に向け、各企業が 業が、賃金制度も含めた待遇全般の点検等を円滑に行うことができるよう、業界別の同一労働同			
(5)	「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 (平成31年度)	-	_	3.0億円	1	援策等を広	く周知・啓発 注活用などに	発していくこと :関するセミ:	:が必要であ	5るため、①	各地域の商	わるのか等を理解するため、労働法制の考え方や働き方改革に取組むための改善事例、国の支 工会議所・商工会・中央会に配属されている経営指導員等に対して、労務管理のあり方や労働 事業者等に対する国の各種支援策等について、インターネットや新聞広告等のメディアを活用した			

達成目標2について

測	定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		. 口塘法					度ごとの目 度ごとの実			ᅃᆣᄔᄺᄼᄤᄼᅲᅲᄼᄼᆙᄽᅟᇢᄺᄼᄼᄼᆘ	
	※数字に〇を付した指標は主要な指標		基準年度	目標値	目標	年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
4	パートタイム労働法に基づき、事業 主に対し都道府県労働局が実施し	_	_	90%以上	DOVINI I		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	が是正を行うことにより、パートタイム労働者の雇用管理の改善が進展することから、指標として選定した。目標値については、是正ま	
4	た行政指導の是正割合(年度内) (アウトカム)	_		90%以上	#-	年度	99.0%	集計中				グでに要する一定程度の期間を踏まえて年度内の是正割合を設定した。 (参考)平成27年度実績98.9%、平成28年度実績99.2%	
5	短時間(勤務時間限定)正社員制度 を導入している事業所の割合(アウ	9%	平成17年	29%以上	平成	32年度	-	-	-	29%	-	就業意識の多様化が見られる中、自らのライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現させるとともに、これまで育児や介護をはじめ様々な制約によって就業の継続ができなかった人や就業の機会を得られなかった人の就業継続や就業を可能とする働き方である短時間正社員制度の導入等により、「多様な正社員」の普及促進を図っているため、指標として選定した。第4次男女共同参画計画「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決	
	トカム)							20.8%	集計中				定)及び「第4次男女共同参画計画」(平成27年12月25日閣議決定)、「正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づき指標として選定し、目標値を設定している。 (参考)平成27年度実績15.0%、平成28年度実績21.2%
	補正後予算額(執行額) 31年度 関連する 当初 指標番号 14標番号 30年度 予質額 予質額 14標番号 14歳番号 14歳書号 14歳番号 14歳番号 14歳番号 14歳番号 14歳書号 14歳番号 14歳番号 14歳書号 14歳番号 14歳番号 14歳番号 14歳番号 14歳書号 1								<u>/</u>	達	成手段の概	概要、施策目標達成への寄与の内容等 平成31年行政事業レビュー事業番号	
(6)	パートタイム・有期雇用労働者均衡待 遇推進事業 (旧:短時間労働者均衡待遇啓発事 業) (平成19年度)	3.1億円(2.9億円)	- 00+1 <u>X</u>	予算額 6.2億円		門的なアド	バイスを行う	うとともに、バ	への対応や事業主訪問により、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善について専 20年4月1日施行に向けた周知啓発を行う。 選保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境の整備に寄与する。				
(7)	パートタイム・有期雇用労働者活躍推 進事業 (旧:パートタイム労働者活躍推進事 業) (平成26年度)	1.5億円 (1.1億円)		0.6億円	4,5		せていくため	と取組を進められるよう、事業主が自社の現状に即した課題解決を図り、その取組内容をより向 :、「キャリアアップ支援」「短時間正社員導入支援」を実施し、さらにセミナー等の開催によりパート					
(8)	パートタイム・有期雇用労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業 (旧:パートタイム労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業) (平成27年度)	0.5億円 (0.4億円)		0.7億円	4,5	パートタイ <i>』</i> る。	ム・有期雇用	労働者の雇	≣用管理の改	女善等に資	する各種情報	報について、「パートタイム・有期雇用労働ポータルサイト」において総合的な情報提供を実施す	
(9)	職務分析·職務評価普及事業 (平成28年度)	1.9億円 (1.3億円)		2.3億円	4			導入支援と ・均衡待遇 <i>0</i>			推進を一体的	的に実施し、職務分析・職務評価の更なる普及を図ることにより、短時間労働者及び有期雇用労	

•Bil	別点化価(マム(エノーマム) ポルト								度ごとの目 度ごとの実			·메스보스 및 소개	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標	集年度 29	29年度 30年度		31年度	32年度	33年度	測に指標の選定理 は	田及ひ日標値(水华・日標年度)の	の設定の依拠		
6	キャリアアップ助成金における有期 実習型訓練終了後の正規雇用労働 者等となった者の割合	77.7%	平成28年	28年 _		- 7	76% 76% —		_	_	_	有期実習型訓練は、有期契約労働者等を対象に、実践的な職業訓練機会を提供し、正社員へ移行することを目的としているものであるため、 練修了後の正社員就職率を目標値として設定した(平成30年度「人材開発支援助成金」へ統合、平成29年度以前の訓練計画による人材育成 コース経過措置分)。経過措置分の訓練計画届は平成29年度末で受付終了しており、訓練期間3~6か月の有期実習型訓練は平成30年度を もって終了することから、平成31年度の目標設定は困難である。				
	(アウトカム)					74	.7%	集計中				(参考)平成27年度実績:71.1%、平成28年度実績:77.7%				
7	キャリアアップ計画の認定数 (アウトプット)(再掲)	46,597件 平成28年 - 度				_	46,597件 50,50,936件 集		_	-	_	キャリアアップ助成金の目的は、非正規雇用労働者について企業内におけるキャリアアップを促進することであるため、「キャリアアップ計画(事業所における3~5年の取組計画)」を適切に作成し、認定された件数を目標値とした。 経過措置分の訓練計画届は平成29年度末で受付終了しており、訓練期間3~6か月の有期実習型訓練は平成30年度をもって終了することであるため、「キャリアアップ計画を受ける3~5、平成31年度の目標設定は困難である。				
			±= /±1 /= ±= \	21年度		1 30,8	3017	集計中				(参考)平成27年度実績:41.055件、平成28年度実績46,59	7件			
	達成手段3	福正後予算 29年度	額(執行額) 30年度	31年度 当初 予算額	関連する 指標番号					達	成手段の概	要、施策目標達成への寄与の内容等	平成31年行政事業レビュー事業番号			
(10)	非正規雇用の労働者のキャリアアップ 事業の実施(平成25年度)(再掲)	659.9億円 (777.5億 円)		1,074.6億 円	6,7	主に対してキャリ 対して実態やニ-	、処遇改善等の取組を実施した事業 助成金の活用を検討する事業主に									
			区分 30:							3	1年度	32年度要求額				
			当初予算(a)			94,241,493				112	,466,405					
	15.45	予算の状 況 (千円) 繰越し等(c) 合計(d=a+b+c)			0 0 94,241,493						0					
	施策の予算額・執行額								112,466,405				時期(評価予定表)	平成32年度)		
		#1				94,241,493			112,	,400,403						
			.行率(%、e/c	<u> </u>												
					施政方針演	:説等の名称					年月	日	関係部分(概要・記載箇所	п)		
	策に関係する内閣の重要施策 政方針演説等のうち主なもの)									①平成28年 ②平成28年 ③平成28年 ④平成29年 ⑤平成29年 ⑥平成29年 ⑥平成30年 ⑧平成30年	年6月2日 年6月2日 年1月20日 年3月28日 年6月9日 年1月22日	①非正規雇用の皆さんの均衡待遇の確保に取り組みます。短時間労働者への被用化や処遇改善を進める事業者へのキャリアアップ助成金を拡充します。②2. 一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題である働き方改革の方向(同一労働同一賃金の実現などま③第2章1(3)就業を希望する女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇④同一労働同一賃金を実現します。昇給の扱いが違う、通勤などの各種手当が支給扱いが異なるなど、不合理な待遇差を個別具体的に是正するため、詳細なガイドラーとなる法改正について、早期の国会提出を目指し、立案作業を進めます。⑤2. 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善⑥第2章1(1)①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善⑦長年議論だけが繰り返されてきた「同一労働同一賃金」。いよいよ実現の時が来る差を禁止し、「非正規」という言葉を、この国から一掃してまいります。他方、中小・小規模事業者の皆さんは、深刻な人手不足に直面しています。キャリア支援することと併せ、生産性向上に向けた攻めの投資を力強く支援します。⑧第2章3(2)同一労働同一賃金の実現)実現など非正規雇用の待遇改善) 動者の待遇改善等 手当が支給されない、福利厚生や研修においなガイドライン案を策定しました。今後、そのない。 の時が来ました。雇用形態による不合理な行動。キャリアアップ助成金を拡充して、人手確		